

貨物軽自動車運送事業(軽貨物)で車両を代替するには

車両を入れ替える場合で、旧車両の手続きと新車両の手続きが同時にできる場合

貨物軽自動車運送事業用自動車(二輪を除く)の入れ替えを行う際に、以下の事項全てに該当する場合は、運輸支局での手続きは不要となりますので、直接、軽自動車検査協会で代替手続きを行ってください。

①旧車両の車検証の**使用者名、使用者住所、使用の本拠の位置**に変更箇所がない。

②新しく導入する車両が現在「**自家用**」となっている。もしくは**新規**(新車、中古新規)扱いとなる車両である。

③旧車両は代替後、抹消若しくは**同一管轄内**(なにわ→なにわ、和泉→和泉など。)で自家用車となる。

④新車両、旧車両の手続きを**同時**に行う。

⑤「軽貨物」↔「**軽貨物・乗用**」の入れ替えでない。

上記①～⑤の事項の1つにでも**該当しない場合**又は**二輪の場合**は**大阪運輸支局輸送部門**での手続きが必要になります。

軽自動車検査協会 お問い合わせ先

高槻支所 (大阪ナンバー)
050-3816-1841

大阪主管事務所 (なにわナンバー)
050-3816-1840

和泉支所 (和泉・堺ナンバー)
050-3816-1842